

## 令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高保健センターの管理運営費	健康づくり推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
3,522	令和7年度～9年度					3,522

### 【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市保健センター条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

### 【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。  
 ・鳥取市気高保健センターの管理運営に関する業務

### 【これまでの関連する取組】

人事院勧告及び地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることとなったことから、指定管理施設職員の人件費を再算定し処遇改善を行うもの。

現指定管理者	株式会社さんびる					
指定期間	令和5年度から令和9年度					
現行指定管理料	R5	38,916千円 (決算額)	R6	36,063千円	R7	36,063千円
	R8	36,063千円	R9	36,063千円	計	183,168千円
	※電気代の価格高騰による追加経費に対しての支援分を含む					
変更後指定管理料	R5	38,916千円 (決算額)	R6	36,965千円	R7	37,237千円
	R8	37,237千円	R9	37,237千円	計	187,592千円
	※電気代の価格高騰による追加経費に対しての支援分を含む					

### 【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。  
 令和6年10月 変更基本協定書、および変更年度協定書の締結